



平成 28 年 12 月 14 日

各 位

東京都中央区新川一丁目 28 番 44 号
アクリーティブ株式会社
代表取締役 菅原 猛
(コード番号：8423 東証一部)
問い合わせ先 取締役 財務部長 高山 浩
TEL 03-3552-8701

子会社の異動を伴う株式譲渡のお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 14 日開催の取締役会において、当社がその発行済株式総数の 79.66%を所有する当社の子会社であるストアークルーズ株式会社（以下「ストアークルーズ」といいます。）の株式の全てを、株式会社ドン・キホーテ（以下「ドン・キホーテ」といいます。）に譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）に関し、同社との間で株式譲渡契約（以下「株式譲渡契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 異動の理由

本株式譲渡により、当社において、中核であるアセットビジネス事業や支払業務のアウトソーシング事業に経営資源を集中すると共に、当社の財務基盤の強化に繋がるものであり、加えて、ストアークルーズの事業はそのほとんどがドンキホーテホールディングスグループ（株式会社ドンキホーテホールディングス（以下「ドンキホーテホールディングス」といいます。）並びにその子会社及び孫会社をいいます。以下同じとします。）向けのレジオペレーション業務等の提供であり、ドンキホーテホールディングスグループの中心的な事業である小売事業と、ストアークルーズの事業に強い関係性があることから、ドンキホーテホールディングスグループの中で最大の取引先であるドン・キホーテの傘下に入ることが同社の事業運営の効率性の観点から最善であると判断し、ドン・キホーテに対し適正な価格で売却することといたしました。

2. 異動の方法

当社は、ドン・キホーテに当社が所有するストアークルーズ株式を全て譲渡いたします。

3. 異動する子会社の概要

(1) 名 称	ストアークルーズ株式会社		
(2) 所 在 地	東京都中央区新川一丁目 28 番 44 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 江森 優		
(4) 事 業 内 容	アウトソーシング事業、プロモーション事業及び備品購買事業		
(5) 資 本 金	23百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 18 年 7 月 3 日		
(7) 大株主及び持株比率 (平成 28 年 9 月 30 日 現在)	アクリーティブ株式会社	79.66%	
	株式会社ドン・キホーテ	20.34%	
(8) 上場会社と当該会社との 関 係	資本関係	当社が当該会社の議決権の 79.66%を所有しております。	
	人的関係	当社の取締役 1 名が当該会社の取締役を兼務しております。 また、当社従業員 1 名が当該会社に兼務にて出向しております。	
	取引関係	当社は当該会社の経理事務等に関する業務の受託をしております。	
	関連当事者への該 当 状 況	当該会社は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当いたしません。	
(9) 当該会社の最近 3 年間の財政状態及び経営成績			
決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
純資産	△1,665 百万円	116 百万円	290 百万円
総資産	0 百万円	600 百万円	961 百万円
1 株当たり純資産	△8,325,932.20 円	3,388.84 円	8,451.69 円
営業収益	—	154 百万円	334 百万円
営業利益又は営業損失 (△)	△3 百万円	50 百万円	202 百万円
経常利益	3 百万円	50 百万円	202 百万円
当期純利益	71 百万円	70 百万円	294 百万円
1 株当たり当期純利益	357,480.95 円	2,059.24 円	8,549.84 円
1 株当たり配当金	—	—	3,487 円

4. 譲渡の相手先の概要

(1) 名 称	株式会社ドン・キホーテ	
(2) 所 在 地	東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大原 孝治	
(4) 事 業 内 容	家電用品、日用雑貨品、食品、時計・ファッション用品及びスポーツ・レジャー用品等の販売を行うビッグコンビニエンス&ディスカウントストア	
(5) 資 本 金	100 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 25 年 8 月 14 日	
(7) 純 資 産	109,295 百万円 (平成 28 年 6 月末時点)	
(8) 総 資 産	225,968 百万円 (平成 28 年 6 月末時点)	
(9) 大株主及び持株比率 (平成 28 年 9 月 30 日 現在)	株式会社ドンキホーテホールディングス	100.00%
(10) 上場会社と当該会社との 関 係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	当該会社の取締役 1 名が当社の取締役を兼務しております。
	取引関係	当社は当該会社との間で債権買取に関する取引及び経理事務等の業務の受託をしております。
	関連当事者への該 当 状 況	当該会社は当社と同一の親会社をもつ会社であり、関連当事者に該当いたします。

5. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

(1) 譲渡前の所有株式数	27,419 株 (議決権の数：27,419 個) (所有割合：79.66%)
(2) 譲渡株式数、譲渡価額	27,419 株 2,000 百万円 (議決権の数：27,419 個)
(3) 譲渡後の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (所有割合：0%)
(4) 譲渡価額の算定根拠	譲渡価額は、その公正性・妥当性を確保するため、当社、ドンキホーテホールディングス及びドン・キホーテから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）に対し、株式価値算定を依頼し、その算定結果を参考として両者間で協議し、合意し

	<p>たものです。</p> <p>なお、プルータスの当該株式価値算定書によれば、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>DCF法 : 67,967円から 97,096円</p> <p>類似会社比較法 : 70,435円から 100,621円</p>
--	---

6. 日程

(1) 取締役会決議	平成28年12月14日
(2) 株式譲渡契約締結日	平成28年12月14日
(3) 株式譲渡期日	平成29年1月26日(予定)

7. 今後の見通し

本株式譲渡による当社の連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であるため、確定次第速やかにお知らせいたします。

8. 支配株主との取引に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本株式譲渡は、当社の親会社であるドンキホーテホールディングスの完全子会社であるドン・キホーテとの間の取引であり、当社と同一の親会社をもつ会社等との取引であるため、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成28年6月30日付当社コーポレート・ガバナンス報告書内の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」で、「当社独自の経営判断により事業運営を行っており、経営に関する意思決定等が親会社との間で恣意的に行われることはなく、これにより当社ひいては少数株主を害することはないと考えております。また営業上の取引を行う際は、第三者取引と同様に、取引内容及び条件は公正かつ適正な手続きを経て決定しております。」と記載しております。

本株式譲渡については、少数株主の利益を不当に害することのないよう下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと考えます。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本株式譲渡の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下に述べる措置を講じております。

- ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本株式譲渡における企業価値及び譲渡価額の公平性・妥当性を確保するため、譲渡価額の決定に際し、当社、ドンキホーテホールディングス及びドン・キホーテから独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータスに対し株式価値算定を依頼し、その算定結果を参考としてドン・キホーテと協議し、合意いたしました。

② 当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、本株式譲渡に係る意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成28年11月18日、当社の社外取締役である平岡弘次氏（弁護士）及び小尾太志氏（監査等委員、公認会計士）、並びに外部の有識者である高橋明人氏（高橋・片山法律事務所所属、弁護士）から構成される当社第三者委員会を設置し、本株式譲渡について、(A)本株式譲渡の目的は合理的か（当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(B)本株式譲渡における取引条件の公正性が確保されているか、(C)本株式譲渡において公正な手続を通じた株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び、(D)上記(A)から(C)までのほか、本株式譲渡は当社の少数株主にとって不利益なものではないかを検討し、当社取締役会に意見を述べることについて諮問することを決議しました。

第三者委員会は、平成28年11月22日から平成28年12月12日まで合計で4回開催され、当社及び当社のアドバイザーから第三者委員会に提供された資料及び情報に基づき、上記(A)ないし(D)の事項を中心に総合的な検討を慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討を前提として、平成28年12月13日に、当社取締役会に対して、以下の通り検討及び評価をした結果、当社が現時点において本株式譲渡の実行に関する決議を行うことは相当と考えられ、かつ当社の少数株主にとって特段不利益とは考えられないとする内容の答申書を提出しております。

- (i) 上記「1. 異動の理由」に記載の本株式譲渡の目的及び必要性並びにメリットについては、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであること、当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合すること、将来の競争力強化に向けて現実的なものであると考えられることからいずれも合理的なものと認められ、本株式譲渡は合理的な目的に基づき実行されるものと考えられること、当社においては、当社の属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本株式譲渡の必要性及びメリットの検討を行っていること、また当社から説明を受けた当社の今後の事業見通し及び成長見通し並びに本株式譲渡後の運営方針等については、いずれも不合理なものとは認められないことから、本株式譲渡が当社の企業価値向上に資するであろうと考えられること。
- (ii) 当社は、本株式譲渡の取引条件、とりわけ本株式譲渡における譲渡価額（以下「本譲渡価額」といいます。）の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うに当たり、ストアークルーズ株式の株式価値算定のための独立の第三者算定機関を起用・選任し、当該第三者算定機関から株式価値算定書を取得し参考としていること、その上で、(a)当該株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると言え、またその内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられることから、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられる

こと、(b)当該株式価値算定書を基礎として当社においても本株式譲渡の必要性及びメリット、当社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で本譲渡価額の検討を行ってきたこと、(c)当社取締役会が最終的に本譲渡価額に関する決議の前提としている本譲渡価額について、非上場株式の譲渡価額として前記株式価値算定書の内容も踏まえた適正な価格とする当社の判断に著しい問題は見当たらないと言えること、(d)上記(a)から(c)までの第三者委員会での議論及び検討の結論を含め特段不合理な点あるいは著しい問題などは認識していないことから、これら当社における対応は、本株式譲渡の取引条件とりわけ本譲渡価額の公正性を確保し、またこれらに関する当社の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があるものと考えられること。

(iii) 当社は本株式譲渡への対応を検討するに当たり、当社及びドン・キホーテ（ドンキホーテホールディングスグループを含みます。以下、本(iii)において同じとします。）から独立した第三者算定機関であるプルータスから株式価値算定書を取得し、当社及びドン・キホーテのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、このような体制・状況のもと、本株式譲渡においては、当社における対応及び検討に向けた過程の中で、買主であるドン・キホーテから早期かつ詳細な開示、説明を受けて、意思決定過程における恣意性の排除、また本株式譲渡の取引条件、とりわけ本譲渡価額の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること。

(iv) 上記(i)ないし(iii)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本株式譲渡が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見当たらないこと。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式譲渡に関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、当社、ドンキホーテホールディングス及びドン・キホーテから独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同法律事務所から、本株式譲渡に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、平成 28 年 12 月 14 日開催の取締役会において、高橋光夫氏を除く当社取締役全員一致により、本株式譲渡に係る株式譲渡契約を締結することを決議いたしました。

なお、当社の監査等委員である取締役の高橋光夫氏はドンキホーテホールディングスの取締役を兼務しているため、本株式譲渡に関する当社取締役会の意思決定について、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、高橋光夫氏は、本株式譲渡に関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、当社の立場においてドンキホーテホールディングス及びドン・キホーテとの協議及び交渉にも参加しておりません。

また、上記取締役会の決議にあたっては、高橋光夫氏を除く監査等委員である取締役2名（いずれも社外取締役）の全員が、何ら異議なく、本株式譲渡に係る株式譲渡契約を締結することについて賛同しております。

- (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本株式譲渡が、支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「② 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、当社、ドンキホーテホールディングス及びドン・キホーテから独立性を有し、また、当社の社外取締役である平岡弘次氏及び小尾太志氏、並びに外部の有識者である高橋明人氏から構成される第三者委員会より、平成28年12月13日付で、本株式譲渡は、当社の少数株主にとって不利益なものではないとする内容の答申書を受領しております。答申書の概要は、上記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「② 当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。

以上